

補助金等の交付基準

福島県高等学校文化連盟

1. 本連盟は、専門部が規約第4条の各号に示す事業を主体的に企画・運営する場合、その目的達成のため次の基準により補助金を交付する。
 - (1) 専門部が行なう地区毎の発表会・コンクール等については、年1回、1専門部当たり10万円を限度として補助する。
 - (2) 専門部が行なう県単位の発表会・コンクール等については、年1回、1専門部当たり10万円を限度として補助する。
県高等学校総合文化祭参加の専門部に対する補助は、県高校総合文化祭費の中にも含めるものとする。
 - (3) 専門部が行なう全県的規模の研修会・講習会については、年1回、1専門部当たり10万円を限度として補助する。
 - (4) 全国高等学校総合文化祭（予選として実施する地区大会を含む）への参加については、全県的視野から地区・専門部を考慮して推薦校を決定し派遣旅費等を別の定めにより補助する。
(当分の間、所要経費の30%を限度とする。)
 - (5) 上記以外に事業についての補助は、別に定める。
 - ① 東北大会・全国大会が県内で開催される場合は、10万円を限度として補助する。
2. 本連盟は、未加入文化団体の事業であっても、規約第3条の趣旨に合致するものと認めるときは、その育成のため助成金を交付することができる。

この基準は昭和62年7月14日から施行する。